



熊本県公報

号外 第 4 0 号

平成 27 年 8 月 11 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本市議会議員南区選挙区一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決…………… (選挙管理委員会) 1

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 5 4 号

熊本市南区日吉 2-1 4-4 3 の池川通泰ほか 3 名から提起された平成 27 年 4 月 1 2 日執行の熊本市議会議員南区選挙区一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会は次のとおり裁決した。
平成 27 年 8 月 1 1 日

裁 決 書

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

熊本市南区日吉 2-1 4-4 3
代表申立人 池川通泰
熊本市南区近見 3-7-1 5
申立人 田中正孝
熊本市南区近見 3-7-3 0
申立人 田中恒典
熊本市南区十禅寺 2-1 0-1 7
申立人 清田好彦
熊本市中央区花畑町 1-1
申立代理人 弁護士 下山和也
同 弁護士 宮崎耕平
同 弁護士 岡井将洋
同 弁護士 福井春菜

上記審査申立人（以下「申立人ら」という。）から提起された平成 27 年 4 月 1 2 日執行の熊本市議会議員南区選挙区一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、熊本県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

申立人らは、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出について、熊本市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が、平成 27 年 5 月 2 2 日付けで行った異議申出を棄却する旨の決定を取り消し、本件選挙における当選人田辺正信（以下「田辺候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めている。

その理由を要約すると次のとおりである。

- 1 「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」として無効投票としなければならぬにも関わらず、田辺候補の有効投票とされたものが少なくとも 1 票はあった。
- 2 「田辺誠一」と記載された投票があり、それは田中誠一候補（以下「田中候補」という。）の有効投票とすべきであるのに、無効投票とされた。
- 3 上記の各理由で、田辺候補の有効投票を差引き、田中候補の有効投票を加算すれば、田辺候補の得票数は田中候補の得票数より少なくなるから、田辺候補の当選は無効であり、異議申出についての棄却決定は取り消されるべきである。

裁 決 の 理 由

- 1 審査申立ての経緯等
本件選挙においては、定数 8 人に対し、1 1 人が立候補し、田中候補と田辺候補も立候補した。本件選挙の選挙会においては、最下位で当選人となるべき得票を得た者が、各 4, 5 1 5 票を得た田中候補と田辺候補の 2 人であったため、公職選挙法第 9 5 条第 2 項の規定により、選挙長がくじによって田辺候補を最下位当選人と決定した。

方、「だいすけ」という間違いにくい浜田候補の名を正確に記載していること、氏の「沢田」は「浜田」と類似性があり、その全体の表記においても、氏の一部「沢」の1字を除けば、浜田候補の氏名と一致することから、浜田候補の有効投票とした開票管理者の決定は相当であると考えられる。

「西岡誠一」及び「にしおかせいいち」と記載された投票については、氏は西岡候補と一致するが、名は田中候補と一致するものと認められる。氏の「西岡」及び「にしおかせいいち」は「田中（たなか）」とは類似性がないので、これを田中候補への投票と考えることは困難である。他方、名の「誠一」及び「せいいち」は西岡候補の名「誠也（せいや）」と類似性があり、その全体の表記においても、名の一部「一」及び「いち」を除けば、西岡候補の氏名と一致することから、西岡候補の有効投票とした開票管理者の決定は相当であると考えられる。

候補者二人の氏名が記載されていると認められる投票の効力を判断するに当たっては、すべての投票について上記と同じ考え方に基づいて統一的に判断することとした。

(3) 「田辺誠一」及び「田辺せいいち」と記載された投票について（別表（1）、（2））

これらの投票は、氏は田辺候補と一致し、名は田中候補と一致するものである。ところが、名の「誠一」及び「せいいち」は田辺候補の名である「正信（まさのぶ）」とは著しく異なっているため、これを田辺候補への投票と考えることは困難である。他方、「誠一」及び「せいいち」という間違いにくい田中候補の名を正確に記載していること、氏の「田辺」は「田中」と類似性があり、その全体の表記においても、氏の一部「辺」の1字を除けば田中候補の氏名と一致することから、単なる誤記として田中候補の有効投票と解するのが相当である。

この点については、申立人らの主張のとおりであり、この結果、田中候補の得票は2票増加することになる。

(4) 「田中まさのぶ」と記載された投票について（別表（3）、（4））

これらの投票は、氏は田中候補と一致するが、名は田辺候補と一致するものである。ところが、名の「まさのぶ」は田中候補の名である「誠一（せいいち）」とは著しく異なっているため、これを田中候補への投票と考えることは困難である。他方、「まさのぶ」という間違いにくい田辺候補の名を正確に記載していること、氏の「田中」は「田辺」と類似性があり、その全体の表記においても、氏の一部「中」の1字を除けば田辺候補の氏名と一致することから、単なる誤記として田辺候補の有効投票と解するのが相当である。この結果、田辺候補の得票は2票増加することになる。

(5) 「たなべまさ」^{たなべまさ}と記載された投票について（別表（5））

無効とされた投票の中に「たなべまさ」（最後の1字又は2字は「ぶ」又は「のぶ」の可能性のあるものの判読困難）と判読できる1票を確かめた。震えた拙劣な文字で書かれているため読みづらいものではあるが、少なくとも「たなべまさ」までは誰もが判読可能であり、その文字を見ると、震える手で懸命に意中の候補者の氏名を記載したものと推測され、選挙人の意思は十分に理解することができる。

「たなべまさ」^{たなべまさ}は田辺候補の有効投票と解するのが相当である。この結果、田辺候補の得票は1票増加することになる。

(6) 「田辺のぶお」と記載された投票について（別表（6））

開票管理者は「田辺のぶお」と記載された投票を、田辺候補の有効投票と決定している。「田辺のぶお」と「田辺まさのぶ」を比較すると、氏は完全に一致し、名のうち「のぶ」の2字が一致しており、氏名を全体として見れば類似していると認められる。選挙人は候補者の誰かに投票する意思をもつて投票をしたものと推定すべきところ、氏が「田辺」であるのは田辺候補一人だけであるから、「田辺のぶお」の投票は、選挙人が田辺候補に対する意思で投票し、名を一部誤った記憶によつて記載したものと解するのが相当であり、田辺候補の有効投票とした開票管理者の決定は相当である。従つて、田辺候補の有効投票の中には無効とすべき投票は存在せず、田辺候補の有効投票の中に無効投票となるべきものが少なくとも1票あった旨の申立人らの主張する事実は認められない。

4 結論

以上の結果、田中候補の得票は合計2票の増加で4,517票、田辺候補の得票は合計3票の増加で4,518票となる。

従つて、田中候補の得票は田辺候補の得票を1票下回るもので、市委員会の決定の取消しと田辺候補の当選を無効とす旨の裁決を求める申立人らの主張は理由がない。

よつて、県委員会は、主文のとおり裁決する。

平成27年8月11日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永 榮 治

別表

番号	(1)	(2)	(3)	(4)
投票	<p>候補者氏名</p> <p>田 中 誠</p>	<p>候補者氏名</p> <p>田 中 ま さ の ぶ</p>	<p>候補者氏名</p> <p>田 中 ま さ の ぶ</p>	<p>候補者氏名</p> <p>田 中 ま さ の ぶ</p>
番号	(5)	(6)		
投票	<p>候補者氏名</p> <p>た な か ま さ の ぶ</p>	<p>候補者氏名</p> <p>田 中 ま さ の ぶ</p>		